

規程が設定されている方がよいというところ、提案されたものであると思ふが
議員も多量に取らう公務員になつてゐる。一年毎の報酬に云つてしまふことはその労力
に對してむづかしい。この規定によつて多少なりとも減つたと思ふが一年
又は四年でも同じ比率の額になつてゐるがそれでは委員の報酬が予算上問題とな
る。一応委員会に附託して研究をして頂きたい。

一議長(田村利二) 委員附託との意見が出たが如何なる

異議その声起る

一議長(田村利二) 財政委員会に附託して内容を研究して頂くことにして一応本案

をの決まらうかを會議に諮る

異議その声起る

一議長(田村利二) 異議があるようであるが、財政委員会に附託して内容を研究し

て頂くことにして本案を決定するとは云ふ。

日程第四 福生の旅費額及其支給條例の一款改正の件

一議長(田村利二) 本議案を同じ旨と云ふ。

書記 朗 讀

一議長 提案理由で、略と思ふが比較表により見当り頂きたい。

一議長(中野七五郎) 車馬賃は

一議長 実費となつてゐる。

一議長 宿泊することがあるか。

一議長 あつてない。

一議長(井梅茶輔) 一議長と主として書記と差額があるが同一には出来ぬか。

一議長 他の規定も大体差があるがそれよりやうした。

一議長(田村利二) 本案について異議があるか否かと會議に諮り、異議があるから

原案通り決定する旨と云ふ。

日程第五 福生警察の維持について

一議長(田村利一)才一読会を開く旨を告げる

書記 朗讀

一町長 七月十日の協議会のふんいきとこの時もう一度面談を待つて調査をこのころから十七日に正副議長と便に訪ねてその時の面談を側からの一言からして当面に面談を地区署を設置することの確証を得たのでここに提議した。これは町長名で提議したがこれは議長と相談の上である。

尚当時の参加者として正副議長からも説明があると思ふ。

一議長(田村利一)町長の意見と十分相違がないこのお時は一応危ぶまれたが今度は確呼を言を聞いた。

一才七番(井梅泰輔)地区署の設置についてその調印はどうか?

一町長 それはしない。

一才八番(井梅泰輔)内達をいふ

一町長 内達内達をいふ。

一才九番(井梅泰輔)地区署にまつ場合どの位の人員が配属されるか

一町長 一つの地区署に五、六十人をつければそれは充分な機能を發揮することは出来

ないといふ。福生町のいでも地区署を設置すると云ふがそれなら福生町も

含めてのものとして推察される。人口三万人以上の地区に警察を設置することによつて

いる。福生、西野、雨沢村で三万余人となる。やゝ足りないがなんぞ設置されると思ふ。

一才九番(井梅泰輔)瑞穂はどうか。

一町長 町長は自警をなすの意向で議長は正式に話をするが福生町で廃止するよう

その線に導いて進んでみたいと思ふ。

一才七番(井梅泰輔)主計、瑞穂とも存続するよう僅か二五万円の八万円の経費の差から返上することは元来論上の福生町からして適当でない。私は一応自治警察を設けよう

才十番(船木甚平)今迄も内題を過す。未だ要は町民が便利であることにある。
經費も町民にのみければ僅少である。而しては國家公務員より自警を地方
公務員である町民も地方公務員の方が親しみがあり、五々を北の邊よりゆく。
住民投票の結果返上した地区署が設置される場合又延びてしまった場合も
町民は考慮して思ふが。

警務委員長に伺ふが十二日以後本件につき協議したか？

才十番(母井伴作)十二日の協議会の結果返上決定といふ。現在の自警は二五区内も
僅しよかつた。

才四番(井上頼太郎)十二日の協議会の結果返上決定といふ。現在の自警は二五区内も
之は金より余分にかゝる。発展途上にある当りには將來才四小學校も建築し、その
ければ、そのまゝそのまゝ、自警は充分な施設を發揮出来ず、是非とも地区署の
設置と運動しなければならぬ。今日の協議会には誰一人反対は無かつた。是れが

第九番(中野七五郎)自警をそのまゝの場合の身分保障や退取金の関係は、

町長(切田繁三)引受ける。引継ぐ場合には退取金は出さず。

第十番(船木甚平)自警を返上した場合、器材、器具及び金や駐在所はどうなる。

町長(切田繁三)自警を返上するものは自警で頂くとする。

第五番(田村福一)自警を返上する員三万とあるが、自警を引受けた場合の返上員は、

第九番(船木甚平)町民の便利を考へれば、経費とは別であるが、他の町と合同して

設置する様子を願ふ。

才十番(橋本孝二)自警が駄目な場合は又自治自警にするのか、出来るか。

町長(切田繁三)経過として、今から出来る。

才十番(船木甚平)取員の身分は自警を引継ぐといふが、現在自警を引継ぐ員とし
て、自治体には自警を引継ぐ員と認められ、その報酬も他の自治体と転
任して貰ふといふ員が僅かにある。地区署になつた場合でも直ちに人員の補充が出来

来なければ多分の不便をみる。その点も自治では充実に圖つてくれ
るか。

「才五番(本林田幸巻) 自治政は予算が少なく、給子が増え、人員も足りないので、当

の署は就任する者が少なく、それでこの治事は維持されなく、

自治に必要にあれば充分賄子くれない、思ふが、自治にするに、^(たよって) 福

生りの明朗化をはかる、ことが出来る

「才五番(橋本雄一) 給金は大部違ふが、

「才五番(橋本雄一) 給金は判らな、他署より少ないと云ふのは聞かされている。

「才五番(橋本雄一) 自治政は民主的、非民主的であると思ふ。

「才五番(本林田幸巻) そう云ふと、實際に聞か。

「才五番(井梅泰輔) ないとは、言えない。人命救助の、自動車免許証を

忘れて、こまづて五日市署に三回も出頭を命ぜられた、自治政をうすむにも話合

で納得出来たと鬼と、当時の模様を説明

「才五番(船不甚平) 四月選挙の場合、自治は取締りがゆるやかで、強硬で

あつたが、その反面、自治は官下による、西秋が村等では、村民が非常に迷惑した

当りには、人の違ふ者も出たが、それは自治の指導者による、と得たものと、又

「才五番(橋本雄一) の「ボス」に牛耳られて、いふが、そんなものは絶対ない、ことを力説す

住民投票で自治の存続が決定した場合は?

「議長(田村利一) その時は研究する、今は考える必要ない

「議長(田村利一) 本条に、ついで異議があつた、と会議に移り、全会一致で、原

案通り決定する旨を告げる。

日程才五、寛政、村公平、委員会規約設定の件。

「議長(田村利一) 才五、讀会を開く旨を告げる。

書記 朗讀

農業委員会人件費として三割の割合として六〇〇千圓 計上し、初選挙費二〇千圓
排水溝設置補助三八〇千圓 計上し、

繰入金の減額はすでに三年度に於て施工者は未拂済であるが減額し、

繰越金もは確定して二九〇〇千圓 計上した。

歳出については各款毎に説明す。

一議長(田村利一) 零時三十分一単位額を宣告する。

一議長(田村利一) 午後一時五十分南会館開会を宣告する。

一議長(西村 節) 滞納整理について具体策は、

一議長 近頃の實施といふ盆やお祭りの場合は條件が悪いと云つて延びるが資産用
件価があるが有能な吏員と勤員をやりたい。

一議長(西村 節) 平衡交付金は交付されたが又予算額に足りるか

一議長 予算一八三〇千圓 交付された大体予算額に足りると思ふ。

一議長(貫井作休) 評価委員は議長は出来ないと云ふがどうか、またその構成人員は、

一議長 議長は兼任は出来ない、税務吏員が補助者になる。

一議長(渡部美知) 才出で評価委員手当三十分があるが、

一議長 評価委員もも審査員も審査員では設置する。

一議長(田村利一) 歳入の件について異議があるか否かを語り異議なきを以て歳出

の面についての質疑あるかを問ふ。

一議長(村野盛一) 議会費は交際費は、

一議長 議長交際費である。

一議長(林田謙吉) 議員の費弁償の方法は、

一議長 全額帳簿に記入してあるからその内から計算する。

一議長(田村利一) 役務費について質疑あるかを問ふ。

一議長(貫井作休) 土木関係の取員の給料は計上してあるか、

一町長 当初予算に計上してある。

一才主番(兼)諸手当の三万内は既に支出してある。

一町長 支出してある。

一第三番(西村節) 給与勤務手当が当初三万内合算で四万内になるがそれ程の額が過ぎる。

一町長 吏員一人につき四五百人が対象である。他におは三百人位である。吏員を多くして給与勤務手当を多くするが理想である。

一才主番(村節) 適正な人より多くある程度補て頂きたい。

一町長 法律の改廃等になるにつれて入るの増減も確り決まらぬ。進出するに依り何んか出来ると思ふ。

一才主番(井瀬太一) 公務員の月給は法律により支給されてゐると思ふが進駐軍関係は非常で、現在職員平均給与又は生活の多寡性は?

一町長 八千内位が平均である。生活の多寡ははつきり申わらない。十日に賃金

ベースの改訂が行はれることになっている。

一議長(田村利一) 整々系消防費について。

一才主番(森田謙三) 三万内の車庫修繕費は

一町長 現在の車庫を半分にしたい。

一才主番(本林幸彦) 一元予算化して置き頂かよと思ふ。

一才主番(石川武雄) この問題は、車が多くなるといふが、旧車も入れていたが旧車は売却した。現在の所を二分して、才に新車を入れ、頂きたい。分団の意見がある。現在のものは倉庫工場の所有である。

一才主番(村野比平) 町長給は、才で支拂ふか。

一才主番(村野比平) これは科目の名称である。

一才主番(村野比平) 退職金の四万内は

「一」長 今迄の不足分と見る一八二八あるが、けさまで見込んで

「オ」七番(瀬左津毛)退職金は全額「費」か。

「一」長 全額「費」である。平衡交付金に金もれているとき、それが暗でけさまで

「オ」九番(田中重)自治会から移る場合の退職金はどちらで支拂ふか

「一」長 退職金は「費」で支拂ふことになる。

「議」女(田村利二)「土」費に「一」

「オ」五番(石村節)当初予算の五十一万円の残額は、

「一」長 十五万円残っている。

「オ」六番(森河洋重)地所の敷道にも銀を泊りえ敷いた碎石がよい。

「オ」五番(田中重)「オ」十番の敷道も、よく考慮して頂きたい。

「オ」十番(村尾種吉)三〇台三万円では砂を敷いた方がよい。

「一」長 試験的に使用し、その後に決める。

「オ」十三番(船木甚平)補償金の三万円の不足は、

「一」長 地所の敷道から「オ」十番の敷え、グラントの上から横田基地、七の内部から福生、

その不足分は、一〇万円と見てよい。

「議」長(田村利二)教育費に「一」

「オ」五番(村野忠幸)中学校の井戸の修理で鉄管を引くと、水がそれで水が出るか、

「一」長 横に引くのは関係なく水は出るであろうである。

「オ」三番(石川武雄)敷地の買収も、住宅の修理も必要と思ふ。

「一」長 学校の裏に五百坪の売地があるが、この際地積を、購入し、おきたい。

住宅は、財政生活費の所で読む。

「オ」一番(船木甚平)給食用倉庫は、両校の、か、又消毒施設も必要を

「一」長 そうである。消毒は現在の倉庫で、他である。校長は、こゝを

「議」長(田村利二)社会及び労働施設費に「一」

「オ十三番(西村節)公益貨屋設置費負担金の二五〇円は？」

「一ヶ長 公益貨屋に設置する運動と三ヶの分担金である。」

「オ十三番(橋本雄二)授産所費に説明して頂きたい。」

「一ヶ長、お金の授産所より仕切りと分けてどうしてやっている。」

「橋本民生課長、内取とあるものを所申之が二五〇名位あるが一時は中止とされて

しまつたので予算を計上して頂いて今内取のあるものと続けたい。」

「オ十三番(井伊保)牛込と云ふと誤解を招かぬよう地理的に書かれていない、牛込は

保之町園に入所出来た幼児が多いので教養として土地を開放し園地をいろいろの

施設として保之町施設としてやって来た、社会施設として結構のことと思ひので

なんともいふことも授めようと思ひたい。」

これに一ヶ長の蛇意を見え承りしむ。

「一ヶ長、これはおとは関係なく直接であるが牛込地区が中心とまつて八ヶ所位かまつて

いるが補助金と云つて来たものを生員会と浦々協議の結果交付出来

たものの結論を思ひこれにのつて計上しなかつた、その際新に都の保之町

所は五ヶ所ありその内二ヶ所が当りであるがそれ以上都立のものとは主として

主として運動も中止した。」

「オ十三番(井伊保)石生生員会に結論の理由を説明しむ。」

「オ十三番(村野七平)そのかに現況を説明して頂きたい。」

「オ十三番(井伊保)現在幼児は牛込若美、都立で七名位保母は三名いる、文兄は

継続してやることを希望している、款項ではお費と係額にいろいろ施設として

構想を思ひだす気体の程度でもいふならんか考慮して頂きたい。」

「オ十三番(船木甚平)員井議員の要望にこたえて番員長、代理者と説明するつもり、

結論から云えばおから一八〇円交付される事務局として一ヶ所一ヶ所まつてその牛込

へ交付しおからは支出しなくてはならぬといふことであつた地理的なことを

と牛渡がけには限りがない。形からの交付金でも思われていると云つてよいと
思ふ。

一才五番(貫井伴作)数ヶ所ある中で牛渡が交付されたのならそうであらうが
他はなかつたを特別申されたいと思ふ。

一才七番 一八四の補助金は牛渡えと一ヶ所交付されたがほゞよく補助金と一ヶ所分
と一ヶ所交付されたのである。

一才五番(本林田幸吉)農繁期託児所と一ヶ所の補助金か？

一才五番(民生課長)農繁期託児所と一ヶ所の分である。たゞ牛渡にこのようによ
施設があつたがこれにあてた。

一才四番(井上頼太郎)部落根性でなんでも補助金と出せと言はずでやつて頂ぐべ
く努力すべきだ。

一才五番(貫井伴作)部落的に考えられることはかゝる思ふ。この設置はつと私は全く

相談は受けてない。現在ニッの保育園と一ヶ所との話がでてゐると先牛
渡えとはどうして望めないと云ふことも部落には話してたとえ補助金を
一ヶ月でも多く継続すべきが出来るやうに思ふ。

一才五番(船木甚平)農繁期託児所と一ヶ所交付されたものの処分につ
て厚生委員会に諮り、決定した。今迄この様なことはないよう願ふ。

一才七番 就任早々のうちにその具体を求むてつてゐるが、

一才五番(井極泰輔)現在保育園の委員は、

一才七番 委員八名であるがそれ以上入所しない。それは非公認である。

一才五番(田村初一)一八四は好意的に牛渡え交付したとあるがこれがかえり
心林と感ぜられたと云ふことは甚だ遺憾である。

部落の施設に補助金と出することは出来ない。